

総務産業委員会報告書

令和3年3月9日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 川崎輝通

令和3年3月9日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第3号 令和3年度備前市土地取得事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第4号 令和3年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第5号 令和3年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第18号 令和2年度備前市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	なし
議案第19号 令和2年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	なし
議案第29号 備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第30号 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第31号 備前市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第32号 備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第43号 備前市過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決	なし
議案第48号 備前市瀬戸内市監査専門委員の共同設置について	原案可決	なし

<所管事務調査>

- JR赤穂線の減便について
- 旧アルファビゼン跡地活用事業について
- 保育士の処遇について
- 企業版ふるさと納税について
- ハザードマップ作成事業について

< 報告事項 >

- SDGs の推進に関する包括連携協定の締結について（企画課）
- 大規模林野火災に対する足利市への災害見舞金について（危機管理課）
- 押印の見直しについて（財政課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第18号の審査	2
議案第19号の審査	2
議案第3号の審査	3
議案第4号の審査	4
議案第5号の審査	5
議案第29号の審査	7
議案第31号の審査	8
議案第32号の審査	10
議案第43号の審査	10
議案第48号の審査	12
議案第30号の審査	12
報告事項	12
所管事務調査	17
閉会	26

総務産業委員会記録

招集日時	令和3年3月9日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時53分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第1回定例会）の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	田口豊作
	委員	橋本逸夫		土器 豊
		掛谷 繁		尾川直行
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	森本洋子	青山孝樹	
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	秘書広報課長	高見元子
	企画課長	桑原淳司	危機管理課長	大森康晴
	総務部長	高橋清隆	施設建設・再編課長 兼契約管財課長	梶藤 勲
	総務課長	河井健治	財政課長	榮 研二
	税務課長	馬場敬士		
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	春森弘晃
	日生総合支所長	坂本基道	吉永総合支所長	野道徹也
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○川崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室、総務部ほか関係の議案、請願の審査と所管事務調査を行います。

議案、請願の審査を終えましたら、報告事項、所管事務調査を行います。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第18号の審査 *****

議案第18号令和2年度備前市土地取得事業特別会計補正予算についての審査を行います。

いかがですか、ありませんか。

○石原委員 9ページ、歳入の利子及び配当金で土地開発基金積立金の利子、こちらの基金残高というんですか、幾ら積み立てられとんでしょうか。

○梶藤契約管財課長 平成2年9月2日時点で現金、有価証券が2億7,265万7,890円でございます。債権につきましては、2億3,706万4,255円、計5億972万2,145円となっております。

○川崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終わります。

***** 議案第19号の審査 *****

続いて、議案第19号令和2年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算についての審査を行います。

いかがでしょうか。

○石原委員 こちらも9ページの歳入、三石財産区基金積立金、こちらの残高をお教えいただければと思うんですが。

○梶藤契約管財課長 1億555万6,000円でございます。

○尾川委員 この基金の運用について説明してもらえんかな。

○梶藤契約管財課長 基金の運用につきましては、会計管理者が基金を一括しての運用ということで、三石財産区独自での運用ということはありません。

○尾川委員 どのくらいの利率になっとんですか。

○中野会計管理者 基金の運用ですけれども、最終補正を12月末現在で見込んでおります。その時点の定期預金で大体523万8,000円の運用益、それから繰替え運用は既にやっております。2万3,000円程度、それから普通預金が2万1,000円、それから債権の見込んだ運用益が2,669万2,000円ということです。全体では3,197万円程度を見込みました。12月末時点の基金の残高の合計が128億900万円でありますので、理論上の利回りは0.249%ということになります。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第19号の審査を終わります。

***** 議案第3号の審査 *****

続きまして、議案第3号令和3年度備前市土地取得事業特別会計予算についての審査を行います。

いかがでしょうか。

○尾川委員 9ページの土地貸付料について詳しく教えてください。

○梶藤契約管財課長 土地貸付料についてでございますが、前年度までは施設管理公社に備前片上駅前の駐車場を貸し出しておりました。今年度からそちらの土地につきまして、駐車場特会での管理ということで、今回はその部分は計上されておらず、西日本電信電話と中国電力の電柱で5,000円の計上となっております。

○尾川委員 そういう理由で28万1,000円ぐらいが5,000円に下がったというわけ。

○梶藤契約管財課長 おっしゃるとおりでございます。

○尾川委員 同じページの土地売払収入で1,600万円。これはどこの場所か、単価はどのくらいか、教えてください。

○梶藤契約管財課長 こちらの土地は先ほどお話しした備前片上駅前の駐車場の土地でございます。単価は平米当たり2万1,134円。772.55平米となっております。

○掛谷委員 今の関連なんですけれども、駐車場会計との関係があるんですけれども、要は5,523万7,000円でこの土地は買われるということで間違いないでしょうか。

それと、報告があったかと思えますけど、この土地というのは誰がお持ちなのか、1筆なのか、誰々持っていたのかなと思うんですけれども。それから、整備をしたら何台入るのか、そのあたりも教えていただければと思いますけど。

○梶藤契約管財課長 土地取得特会は売るほうで、駐車場特会のほうで買って運用という形になっております。内容につきましては、駐車場特会なので、こちらでは説明できない内容でございます。

あと、売払いのお金なんですが、先ほど尾川委員に申し上げたとおり、1,635万円で売り払うということになっております。実際の簿価が5,523万7,000円となっておりますので、土地開発基金から差額の3,880万6,000円を繰り入れて合わすようになっております。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終わります。

***** 議案第4号の審査 *****

続きまして、議案第4号令和3年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算についての審査を行います。

○掛谷委員 11ページで費用弁償と普通旅費が組み込まれております。コロナで計上しといて終息したら行くというようなことで入っているのかなど。あまり大きな額じゃないんで、いつも近場に行かれているのかなど。あわせて、令和2年度は実施されたんかというところを教えてくださいなればと思います。

○梶藤契約管財課長 旅費につきましては、委員のお見込みのとおりコロナが終息したら実施という形の計上となっております。令和2年度につきましては、コロナ禍ということでございますので、実施はされておられません。

場所につきましては、例年1泊2日程度で行ける範囲での設定とさせていただいております。場所につきましては、財産区の状況を教えていただくとかということとなっております。

○掛谷委員 研修視察をされる対象のメンバーは何人だったですかね。

それから、令和2年度はされてないということですけども、もうコロナでやむを得ないということで、本当は行きたかったと、ちなみにどの辺を予定されていたのかも併せて教えてくださいな。

○梶藤契約管財課長 メンバーにつきましては、通常管理会が7人、市の職員が2人、計9人で行っております。令和2年につきましてもいろいろ場所の選定をしておったのですが、逆に行くのも、訪ねるのもなかなか訪ねにくいという状況だったので、ここという場所はなかなか絞れな

かったというのが実情でございます。

○尾川委員 9ページの駐車場用地貸付料が下がったんですけど、現状どんなですかね。それと月単価幾らか確認のため教えてください。

○梶藤契約管財課長 三石駅前の月ぎめと、船坂での月ぎめがあります。こちらが月2,500円。三石駅前につきましては日額がありまして、こちらが200円。減額の原因につきましては船坂駐車場の月ぎめ契約が、11台が10台になるということでございます。

○尾川委員 三石駅の月ぎめ台数を教えて。

○梶藤契約管財課長 15台の予定でございます。

○尾川委員 もう一点、見落とししかも分らないですけど、11ページの下水道受益者負担金が初めてのような感じですが、どういうことか教えてください。

○梶藤契約管財課長 船坂駐車場に下水道管が布設されたということで、その負担金の計上となっております。単価につきましては600円で、面積が1,898.9平米となっております。

○尾川委員 そうしたら今までは負担していなかったというか、こういう公的な土地でも負担するようになったん。

○梶藤契約管財課長 下水道の負担金につきましては、いろいろな減免の措置がありますが、基本的には賦課という形になっております。

○尾川委員 もう一点、区域外だったから遅れてきたんですね。

○梶藤契約管財課長 区域外じゃなしに、供用を開始されてなかったという表現のほうがいいかと思うんですけど、下水道の本管が入ってつながる状態になった時点で賦課されるというものでございまして、今まで本管が入っていなかったという御理解をいただければと思います。

○尾川委員 財産区が了解してから払うのかな。

○梶藤契約管財課長 基本的に学校であるとかについても賦課されるというものでございまして、財産区につきましてこちら駐車場の活用ということでの利用なんで、100%賦課という形になるのではと思います。

○川崎委員長 ほかにはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第4号の審査を終わります。

***** 議案第5号の審査 *****

続きまして、議案第5号令和3年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算についての審

査を行います。

いかがでしょうか。

○掛谷委員 9ページ、財産収入の土地売却収入、1万2,000円なんですけど、ほんの僅かですけども、どのぐらいの広さで、なぜ売なのかについて教えてください。

○野道吉永総合支所長 毎年座持ち的なものとして計上させていただいております。特段売却の予定とかはございません。急遽売ってほしいというような御要望があったときのための予算でございます。

○石原委員 10ページ、11ページ、財産管理費の中の立木の売却等交付金55万6,000円と立木の売却代、さっき言われた座持ちで毎年1万2,000円なんですけど、この関係性というんですか、それから交付金の性質というんですか、そういうあたりをお教えいただければ。

○野道吉永総合支所長 こちらの負担金及び交付金と繰出金でございます。こちらが歳入、土地の貸付けのほうでございます。こちらの121万1,000円、こちらの割合に応じて地元への交付金、それから市の一般会計へ繰り出すというような取決めがございまして、こちらの割合がその土地の種類に従いまして4分の2が地元であったり、4分の1が市への繰出金という形になっております。売却収入につきましても、こちらへその割合で入ってくるということにはなっております。

若干金額的に違いますのは、割合が違ったり、端数の関係で違ったりしますので、そのあたりで2分の1ではなかったりといった関係になります。

○尾川委員 11ページの修繕料、林道維持修繕費ということで1万円が出とんですけど、去年もたしか1万円じゃったと思うんですけど、これは人件費じゃあないんですか。

○野道吉永総合支所長 こちらは、作業道等が傷んだ場合の修繕料ということで計上はさせていただきます。毎年修繕が発生するようなことはほとんどないので、これも座持ち的な意味での1万円ということになっております。

○尾川委員 ただ、人件費みたいなものを修繕料というて上げて構わんのかなあと考えてそれだけ指摘させてもらうんですけど、何か意見があったら言うてください。

○野道吉永総合支所長 人件費といいますか、こちらは通常業者さんへの修繕をお願いするような場合の修繕料ということで上げさせていただきまして、人件費にはならないかとは思いますが。

○川崎委員長 よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第5号の審査を終わります。

***** 議案第29号の審査 *****

続きまして、議案第29号備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○掛谷委員 これは別紙で押印の見直しというところと関連があるんじゃないかなと思っております。この説明を願いたいと思います。

○河井総務課長 今般の固定資産評価審査委員会条例の改正でございますが、委員御指摘のとおり国が進めております押印の廃止につきまして、条例でその文言が固定資産評価審査委員会条例の中にはございます。国の押印見直しマニュアルに倣いまして、判断基準というものが示されております。合理性の有無というものを考えまして、固定資産評価審査委員会のこの条例に書いてある押印のところにつきましては、今般全部見直しで廃止をさせていただくというものでございます。

○掛谷委員 それで、まずお聞きしたいのは、この押印見直しによって作業量というんか、どれぐらい削減がおおよそできるもんか、これ見当はつきませんか。

○河井総務課長 現実的に申し上げますと、この押印廃止を行って業務量的に影響があるかといいますと、ほぼないかなと感じております。

○掛谷委員 ということは、ほとんど変わりはないと。ただ、そこに押印をする、しない時間というか、作業量が本当はあるんでしょうけども、そんなに目立って時間を費やすことではないということでしょう。

ただ確認したいのは、ここにありますように要は押印をしなくてもいいという割合というのは一体どれぐらいになるのかなと。確認をするための押印と契約をする押印では全然違うんですね。そういう意味で、押印をするというものが相当残るのかなあと思ったりもしますし、逆に言えば押印をするのは僅かなもんかなあと思ったりもしますし、作業量的には変わらないとおっしゃられたんですけども、もうその作業自体がほとんど変わらんというようにとっていいのか、そのところは私にはなかなか理解できないんですけども、どんなものでしょうか。もう少し分析した内容について分かれば教えてほしいんですけど。

○河井総務課長 押印廃止の手續につきましては、全庁的に財政課で検討を進めているところでございます。今般、この固定資産評価審査委員会条例のほうは条例に文言があるものということで見直しをかけさせていただいております。登記であるとか、登録印によらない押印は本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止するという国のマニュアルに基づいたものでございます。ですから、これからデジタル化を見据えてオンラインでの申請とかという点では、申請されるほうに限って言えば若干効果はあるのかなと。ただ、こちらの事務方として例えば委員のほうに署名いただいたり、押印いただいたりする事務の割合とすればそんなに大きいものはないというところでございます。

○掛谷委員 ここは備前市固定資産税の評価云々のところだけを取り上げるわけですけど、全体のことはここでは避けたいと思いますので。分かりました。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第29号の審査を終わります。

***** 議案第31号の審査 *****

続きまして、議案第31号備前市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

いかがでしょうか。

○尾川委員 11ページの必要があると認めるときはというのはどういうことなんですか。詳細を教えてください。

○梶藤契約管財課長 土地の先行取得等に資金が必要な場合に土地開発基金からお金を借り入れて、土地開発特会で買うという形での基金の運用を行っております。今まで基本的に土地開発基金からお金が減るということ自体はなく、お金を繰り出した代わりに債権として持つという形での運用ということになっておりました。

今回、備前片上駅の土地につきまして、駐車場特会が購入するに当たり簿価が先ほども御説明いたしましたとおり、5,523万7,000円程度となっておりますが、こちらの今の固定資産の評価をしておりますが、そちらにつきましては1,635万円となっております。この差額を埋めないと債権としては残ってしまうので、土地として売れないということになってしまいます。その差額を埋める場合、一般会計で埋めるという方法もあります。一般会計で埋めた場合、一般会計の予算が減ってきますので、何かいい方法がないかということをいろいろ考えまして、土地開発基金の現金を繰入れる、土地取得特会に先ほどの3,888万6,000円繰り入れることで簿価相当のお金をつくり出して帳簿を消すという運用で考えております。

今までは、基金が減るということは想定していなかったんですけど、昨今の土地評価額の大幅な下落で、その負担を誰がするのかということで先ほども申しましたが、今回の場合は土地開発基金でその下落分の負担をする方法を取ることを考えてこの案を出した次第でございます。

○尾川委員 この条文だけじゃなしに、議決していくという、その辺の整合性というか、勝手にするとは思ってないんじゃないけど、議決するという辺で歯止めがかかってくるということになるんじゃないね、簡単に言うたら。そういう解釈すりゃええんかな。

○梶藤契約管財課長 議決の話がございましたが、基本的に土地開発基金を用いて土地取得特会で先行取得する場合は議決を経ないで取得できまして、先般、アルファ付近の土地を購入するに当たっても予算組みして、それからの購入させていただいております。担当課としましては、基本的には議会の御意見をいただいて購入というのは基本線で考えております。ですが、議決を経ないで買えるというのも実際にはありますので、それは御理解いただいております。

○尾川委員 結局、この条文はあるけど、例外事項というのも起こり得るということを想定しとかにやいけんということになるわけ。

○梶藤契約管財課長 こちらの改正で議会での縛りができるとかということではございません。基本的には急な土地の購入という場合に、土地開発基金を用いての購入ということがベースではあるんで、先ほども申しましたが、土地が下落傾向にありますので、先行取得するというのは市役所にとってのメリットがかなり減ってくるということで、私どもに限らず担当課におきまして、先行取得というのは非常に減っており、事業化する時点での購入ということに基本的にはなっております。今持っておるのが基本的には昔購入した土地というのがほとんどでございます。

○掛谷委員 当初予算参考資料を見たら土地開発基金の当該年度末現在見込みが4億7,000万円、前年度末が5億1,000万円というふうなことが載っております。ということで、備前片上の場合これでいいんじゃないかとは思っていますけど、今後こういうことが多々発生するのかなというところもあるし、それが心配なんで。その辺のところを教えてくださいんですけど。

○梶藤契約管財課長 土地開発基金の債権につきましてはかなりございます。監査からもそういう塩漬けになっている土地について、市としてもっと売却したほうがいいんじゃないかという話もございました。その中で、先ほど来申しております簿価と評価額の差があることで、土地の流動化が非常に進まないという状況がありました。それを鑑みて今回こういうことができるようになれば、例えば民間に売する場合でも非常に一般会計から持ち出しなしに売れるということもありますので、今後は土地を手放していくということをしていく必要があるかなと考えております。

○掛谷委員 全くそのとおりでと思います。どれぐらいあるかがよく分かりませんが、積極的におやりになるような感じに見受けられます。そういう物件というんか、案件というのはざっくりどれぐらいあるのかなと思ったりしますが、分かる範囲で教えてください。

○梶藤契約管財課長 土地開発基金の債権で持っております案件で、今回の備前片上駅前土地と伊部の南大窪付近の用地、三石浄化センターの隣接用地、道路改良事業用地として穂浪にございます。日生頭島線のと き取得している用地があります。あと、鹿久居島に何件かあります。それぐらいですね。事業用地として取得しているのが9件程度になります。

○尾川委員 この細部説明書で、必要に応じて取崩しができるように規定を整備するものですよという言葉が気にかかる。そんなことないと思うんじゃないけども、市長によっては恣意にどンドンや

っていくようで。そりゃ、基金がなけりゃどねえもならんのじゃけど、その辺の歯止めというのは何か心配せんでもええんか。職員もどうせいつかは替わるんじゃから。備前市にとって本当プラスになるかどうかというのをもう一遍再確認で説明してほしい。

○梶藤契約管財課長 この基金を土地の購入に関係する業務以外の活用というのがある場合非常に困ると思うんですけど、基本的には土地の売買に関する部分について基金を取り崩すという運用を考えております。

○川崎委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第31号の審査を終わります。

***** 議案第32号の審査 *****

続きまして、議案第32号備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第32号の審査を終わります。

***** 議案第43号の審査 *****

続きまして、議案第43号備前市過疎地域自立促進計画の一部変更についての審査を行います。

いかがですか。

○尾川委員 過疎地域自立促進計画について、後からどんどんどんどん追加してもええんかな。

○桑原企画課長 後づけでも問題はございません。ただ、計画の変更をし、県の協議を行う必要がございますので、今回事業実施をし、過疎債を充当したい部分について変更をお願いしております。既にこういう形で変更をさせていただきますという県の協議も終えておりますので、この後議決をいただき、その変更した計画を県経由で国に提出するというものでございます。

○尾川委員 それで、過疎債が県に割当てというのは限られとるというんじゃないけど、年間どのくらいで、それは増えたり減ったり、そういう動きというのは、現状どうなっとんですか。

○榮財政課長 過疎債につきましては、確かに県に枠があって、こちらが要望いたしましても割り落としという形で減額をされる場合がございます。それがトータルで幾らなのかという情報はこちらには入ってまいりません。

国のほうでは毎年地方債計画というのを立てておりまして、その中で過疎債のトータルの額については決定をされます。それが都道府県別に幾ら割り当てられるかといったような情報は持ち合わせていないということでございます。

○掛谷委員 213ページ、214ページあたりにトータルでお金が出てきております。その辺でお伺いしたいんですけども、現行からこの令和2年度に移行することによって令和2年度で県から国に対して採択を受けることが可能になってくるという話ですけども、全部で令和2年度は20億7,080万8,000円ですか。要はこの事業をやって後市の持ち出し分というのは大体過疎債で地方交付税措置が合併特例債と同じぐらいだと思うんですけども、8割だと4億円ぐらい市の持ち出しというのが、全部が採択されたら持ち出しということになるかと思うんで、この辺のあたりはどうでしょうか。

○桑原企画課長 今回、資料としてお出しをさせていただいているこの額につきましては、事業費ベースでございますので、全て過疎債が、20億円が当たるというわけではございません。

○掛谷委員 そうだとしても、私の聞きたいところは市の持ち出しはどれぐらいになるのかなというところが知りたいわけで、それは今のところ事業費どれぐらいのことになってくるか分からんから言えないのか、おおよそはどうなのかという辺はお聞きしたいところなんですけどね。

○榮財政課長 過疎債につきましては、地方債の対象となる事業に対しまして100%充当できます。その後、元利償還金の70%が普通交付税で算入をされてまいります。

○尾川委員 具体的に、例えば213ページの集会施設の旧アルファビゼン跡地活用事業で6,492万円の概算事業費か、これはどう理解したらええわけ。

○榮財政課長 こちらにつきましては、今年度、令和2年度の当初予算におきまして、解体の設計に1,991万円、それからその後にできます建物の実設計分といたしまして4,501万円を計上したトータルでございます。

○尾川委員 分かりました。

○川崎委員長 ほかにはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第43号の審査を終わります。

***** 議案第48号の審査 *****

続きまして、議案第48号備前市瀬戸内市監査専門委員の共同設置についての審査を行います。

いかがでしょうか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第48号の審査を終わります。

***** 議案第30号の審査 *****

続きまして、議案第30号備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

質疑はどうでしょうか、ありませんか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第30号の審査を終わります。

ここで休憩を取ります。

午前10時26分 休憩

午前10時44分 再開

○川崎委員長 少し早いようですが、再開したいと思います。

***** 報告事項 *****

それでは、報告事項に移ります。

○桑原企画課長 それでは、企画課からSDGsの推進に関する包括連携協定の締結につきまして御報告をさせていただきます。

広島に本社のある株式会社ウエストホールディングス様から連携協定のお話をいただき、このたびSDGsの推進に関する包括連携協定の締結を行うこととなりました。

株式会社ウエストホールディングス様は、ウエストグループとして太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの設備建設や管理保守といった再生可能エネルギー事業、また電力の小売や省エネ事業などを展開しておられます。

また、ウエストグループとしてSDGsを持続可能な社会の実現のための共通課題とし、企業が担う社会責任として取り組まれており、エネルギー事業のほか海外で小学校再建の協力や、国内では子供の居場所づくりなどの活動を行われております。

今後は、ウエストホールディングス様と再生可能エネルギーの活用、蓄電池の活用の検討などが主になろうかと思いますが、連携を図りながらSDGsの推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、協定の調印式は3月29日を予定とし、現在調整中でございます。

○川崎委員長 報告に対する意見なり、質問なり、いかがでしょうか。

○掛谷委員 大変結構な話でございます。包括連携協定ということですが、これはウエストホールディングス様と備前市だけなのか、ほかの団体というのも一緒になってやるという話はありませんか。

○桑原企画課長 備前市とウエストホールディングス様2者でございます。

○掛谷委員 3月29日に協定されて、令和3年度から具体的な事業計画というのが2者でされていって、いつ頃までに実施されていくのか、この辺の見通しというのは概略的にはどうなっていくのでしょうか。

○桑原企画課長 包括連携でございます。連携をしてSDGs、特に再生可能エネルギーの部分になろうかと思いますが、それを進めようとするところがございますので、具体的な計画まで至らないかも分かりません。主となる部門としては、備前市においては環境課になろうかと思っておりますので、実際に調印をした後、具体的にどういうことができるのか、どういう活動を行うのかといった詳細な部分は詰めてまいりたいと考えております。

○掛谷委員 今言葉の中にひょっとしたら協定結んでも実現ができないかもというような、何かそういうふう聞こえたところがあるんですけども、それはそうなったときには連携包括協定は無効というか、やめるということもあるということですか。

○桑原企画課長 あくまでも包括連携でございますので、最終的にこういう形にたどり着くっていう最終的な成果を掲げるっていうのはなかなか難しい部分があるかと思っております。備前市が今後SDGsの推進に向けて行おうとする部分について御助言をいただいたり、御協力をいただいたり、連携できる部分というのが出てこようかと思っておりますので、その辺の連携協力を図りながら進めたいと、それが包括連携というところがございます。

掛谷委員おっしゃる具体的な計画については、恐らく環境課が今後何らかの計画を立ててこよ

うと思いますので、それも一つの目安となりましょうし、それに向かってウエストホールディングス様からも御助言をいただいたり、何か御協力をいただいたりっていうことは出てこうかとは思いますが。

○尾川委員 結局、どういうきっかけでこんな話になった、きっかけというのは何があるんですか。

○桑原企画課長 ウエストホールディングスさんにおかれましては、吉永で太陽光発電を実施されているような実績もございます。また、会長が備前市の出身ということもありまして、いろんなところで御助言をいただいたり、御協力をいただいているような経緯がございます。そういったお付き合いの中で今回連携をどうですかというお話をいただき、今回の協定に至ったというところがございます。

○川崎委員長 ほかによろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして危機管理課からの報告があるようですので、受けます。

○大森危機管理課長 令和3年2月21日からの大規模林野火災で被災した栃木県足利市に災害見舞金として30万円を予備費から流用させていただきます。栃木県足利市とは大分県日田市、茨城県水戸市、備前市と4市で連携し日本遺産に認定された市であり、今後も4市が協力して世界遺産への登録を目指している関係であり、今回の大規模林野火災に対して見舞金として30万円を送ることとさせていただきます。

○川崎委員長 これについてはいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして財政課のほうからの報告をお願いします。

○榮財政課長 財政課から、押印の見直しにつきまして報告をさせていただきます。

現在、国におきましては行政手続における国民の負担を軽減して国民の利便性を高めるために書面、対面、押印について見直しが進められております。本市におきましても、今後行政手続の負担の軽減や、電子申請等のデジタル化の推進を図っていくという観点から、市に提出される申請書や届出書などのうち、備前市が独自に定めている手続について見直しを行いまして、実印や金融機関の届出印が必要な手続等の場合を除きまして、原則押印を廃止することといたします。

現在、4月の施行に向けまして対象となる手続の選定とガイドラインの最終の調整を行っておるところでございます。本日は、押印を引き続き必要とする手続のみをお示しいたしております。したがって、これ以外の手続について押印を廃止することといたしますが、その数につきましては現在カウントをしており、約1,000件程度になるのではないかと見込んでおります。同規模の団体ですと1,000から多いところで1,500ぐらいあるということで、備前市もその間に入るのではないかと考えております。

なお、押印を省略した場合に氏名を自署していただく必要があるものと必要ないもの、ワープロとかゴム印でも構わないものっていうふうなこともガイドラインにおいては分類することを予定いたしております。自署につきましては、成り済まし等によって申請者本人の権利義務等に不利益が及んだ場合に、その事後に不利益を解消する際の証拠として筆跡が有効であるために、それは考えております。市が独自に定める様式以外のもので戸籍や国民年金、後期高齢者の医療保険、児童手当等国の法令に基づく事務や権限移譲によって移管を受けた事務手続もございませけれども、これらにつきましては所管する国の省庁や県などから方針がそれぞれ示されることになりますので、その方針に基づいて対応してまいることといたしております。

○川崎委員長 これについてはいかがですか。

○橋本委員 先ほどからのやり取りを聞いておりましたら、押印を廃止することによってどれだけ事務量が減るんかというたらそんな減りませんと。これ受けるほうの事務量じゃなくって、申請する側の手数がうんと減るんです。だから、国も推奨してどんどん押印を廃止しましょうと言えようと思います。あなた方のことを思うてやりよんじゃないと思います。

それがまず第1点と、それから私は国のマニュアルでほぼ準じた押印を廃止する案を出しとんですけど、さらにこれを飛び越えてもっと大々的に押印廃止を訴えていこうというような考え方は執行部にはありませんか。例えば入院の申込書、本人が書きよっても一々判こが要るんかというようなこと、私も入院を経験して何で判こまで要るんかと思うんですよ。

それから、例えば1番の入札の参加資格や工事店の指定などの申請、こんなもん入札の参加資格申請書なんか新規の場合は除いて、今までずっとやっとれば一々要らんとと思うんです。どんなでしょうか、もっと国からのマニュアルをどんと飛び越えて思い切った改革というんですか、省略するというようなことはできません。

○榮財政課長 押印の廃止は市民の手続が楽になるためにということで、全くそのとおりでございます。これまでですと印がないということでその書類を返して、もう一回判こをつけてくださいというような御面倒をおかけしておりましたが、そういったこともかなり減ってくると考えております。

それから、国のマニュアルを飛び越してということでございますが、備前市としましては、国のマニュアルに準じて残す手続と廃止する手続の区別を進めております。例に挙げました入院の申込書につきましては、原則国のマニュアルに従いましてこちらのほうは認め印ですので、これは必要ないというような区分にはなっているんですけども、病院事業のほうへ確認をいたしますと、取りあえずは運用上こういったところで残させてほしいという要望がありましたので、一旦はこういう形で残しております。今後、運用していく中でもう押印は必要ないというようなことになりましたら、そういった手続の変更、やり方の変更というのは十分考えられると考えております。

それから、入札参加資格や工事店の指定などの申請につきましても、新規の場合のみというこ

とで、こちら先ほどと運用していく中で同様の考え方をっております。

○橋本委員 現場の意向を聞いて、例えば入院の申込書に判こ従来どおり要りますか、もう廃止してもいいですかというて聞いたら、もうややこしかったら従来どおりに残しとってくださいと担当の者が言うと思うんですけど、こんなもん本当に必要ないですよ。その場で本人が書いても判こが要るんじゃないから。そんなことはやめようや。この押印の制度は日本だけの悪習ですわ。あとはもう皆サインでええんですよ、自署だったら。とにかく私の意見はこういうのをどんどん広げて行って、国のマニュアルに準じて、あるいはそれをさらに超えてでも簡素化するように執行部に強く求めておきたいと思います。

○掛谷委員 まさしくそれはサービスを受ける側の市民、国民が利便性をというのが一番だと思います。自署でよいということにならん理由、ここではまさしく一番下なんか入院が書いていますけども、マニュアルには一応押印が必要と。

○榮財政課長 先ほども申し上げましたが、認め印はもう原則廃止ということになっておりますので、国のマニュアルでも廃止という区分けになっております。

○掛谷委員 ここには継続するものとなつとるから聞いたわけです。何かおかしいんじゃないかなあと。

もう一点、内部的に、行政的には国、県、市なんかはデジタル押印。もうぽんと入れれば判こと一緒にわけですよ。それはどういうふうになっているんですか。

○榮財政課長 電子申請につきましても、国の流れがそうですので、備前市におきましても今後本格的にその方向で進めていくことになろうかと思えます。

○掛谷委員 ですから、電子押印という赤色で判こをまさしく押したようなものがデジタルでできるわけですよ。そういうものも使っていくんですかということをお聞きしよんですわ、具体的に言えば。

○榮財政課長 恐らくそれは内部事務の決裁のことをおっしゃられているのかなというふうに思われるんですが、内部の事務ですと今のところ確認をしたってということでサインがいいのか、今までどおり押印がいいのかという疑義がありまして、こちらのほうはまだ決着がついておりません。今後どういう形がいいのかということを一挙上げて考えていきたいと考えております。

○掛谷委員 ですから、デジタル押印というものを活用する機会というのはあるのかどうかということをお聞きとるんです。分かりますか。

○榮財政課長 デジタル押印という形がよいのかどうかという議論もまだ庁内では進んでおりませんので、そういったところも選択肢の一つとして考えていきたいとは思っています。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして、それで終わりかな。

その他ほかには報告事項ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管事務調査に移りたいと思います。

***** 所管事務調査 *****

○尾川委員 一般質問でもさせてもらうんですけど、JR赤穂線の減便の問題で、備前市の対応をもっとしっかり質問すりゃよかったんですけど。一般市民は対応が遅いんじゃないか。どうなるんかと。皆さんよう知つとるとおりで、東鶴山や香登方面からは結構長船の駅で乗車するというケースが多いというのは昔から聞いとんです。香登駅に出るより長船駅は100円で駐車できるし、回数多いしというふうなことを聞いとったんですけど、その辺も改めて担当者の方の考え方、今後のJR、宇野バス、市営バスも含めて、特にJR関係の対応、皆さん方の考え方教えてもらえたら。どういうふうに公共交通機関を捉えとんかというのをお聞きしたいんですけど。

誰か答えてくれるかな。

○川崎委員長 赤穂線減便について答える課が……。

○尾川委員 違うのかな。企画じゃねえんかな。市民協働課になるのかな。ここで言うたったしようがねえんですけど、仕事の職務分掌というか、分け方が違うような気がする。

それと、非常に大事なこういう方針を決めていくというのは企画とか総務が主流になって考えるべきじゃねえかと思うんで、その点室長どようにお考えなんですか、その辺を教えてください。

○佐藤市長公室長 事務分掌の話でございますので、これはまた市全体を含めてどこがいいのかというのは改めて検討する機会もあろうかと思っておりますので、そのときに協議の場上がるということは考えられると思います。今の状態は3年ぐらい前に公共交通については市民協働課でということになっておりますので、そのときはそれでいいというふうに検討した結果でございますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

○尾川委員 結局最終的にはJR四国なんかでも新幹線つけて採算合わんから地方の鉄道は廃止するという方向になってしまうんじゃないかなあと。もうそうしたら、結局財政負担が出てくるから余計に財政関係というか、総務関係が出てくるんじゃないかなあとというんで、今からその辺の対応をしていきよらんと、あっと驚いてからじゃあ遅えんじゃないかなあと思うて。そういう懸念があって、赤穂線がなくなるということは考えとないけど、ただ地方の自治体に負担かけるという方向になってくるのかなという心配があるんで、私の意見ですけど、余計に対応をよう考えて、ある程度駆け引きもあろうし、その点室長の考えを教えてください。

○佐藤市長公室長 新幹線が整備されますと、並行在来線というのは第三セクター方式に移って地元が運営するというような流れがあるように聞いております。備前市の場合新幹線は既にあるわけですけれども、とはいえ市民の皆様方の利便性を損なわないように減便はもちろんのこと、増便を逆に目指していくということは基本であろうと思っております。

○川崎委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

○掛谷委員 アルファビゼンのことについて、今着々とやとられるんですけど、一般質問の中で尾川委員が街角交流広場というところがあって、図書コーナーを設置してにぎわいのあるまちづくりの拠点、市民の学習活動や地域文化の交流拠点、雑誌などを置いて本棚を設けて本を読んだりしてくつろげるというようなことを答弁されております。図書コーナーでこういうものまで具体的に言われたというのはいいか悪いかは別にして、初めてこういうことが言われたと思っておりますけども、それはもう詳細設計の状況は続いてもうこれは変更でも何でもなし、もともとそういうふうな考えがあったからそういうふうに使われたのか、追加みたいな感じで言われたような気がするし、その辺のところを教えてくださいと、図書館が近いところにあるわけで、二重投資とは言いませんけど、そういうコーナー的なものだから新聞や雑誌程度は、それはそこまで言いませんけど、今の市民センターとこちらのアルファのところには同じものはつくらんようにしませんかというようなことはあったと思います。その辺の経緯経過を教えてくださいんですけども。

○梶藤契約管財課長 図書コーナーにつきまして、追加で設けたのかというような御質問だと思いますが、そちらにつきまして街角交流広場はどういう活用ができるかという中で、当然くつろぎ方の一つで図書を読むというのはくつろぐ一つとしてあるという中で、設計の中では特には設けてなかったんですけど、什器として図書を置くようなものもできるのではないかとというようなことで設けておりますので、追加で変更してというような意味合いではございません。

あと、二重投資というお話も今ありましたが、図書館とは違ってくつろぐ場という中で図書を置くというようなものなので、図書館とは別物かなあというような解釈で進めております。

○掛谷委員 そのとおり、そこまで私も言いません。ただ、要するに片上のためのアルファビゼン跡地なのか、備前市市民全体が活用できるようなそういう施設にするんかという中で、それはどうしても片上地区だけの交流広場みたいになってしまうんかなと。わざわざそこまで来て雑誌を読んだり、そういうことはなかなか考えにくい。この近辺の人が来てやるというふうな、見ていくというんか、活用するんかなと思ったりはしております。あくまでもこれは備前市の市民が憩えていけるような、そういうものが目的だと思っておりますので、こういう考え方がはっきりしたという意味では理解できますけど、それまではこういう具体的なものはなかったんじゃないかなあ。初めてここでその図書コーナーというのが言われたから最近になってこれが決まったんかなあというようなことを思っているんですよ。そのあたり、いつこれが決まったのかというところが分かれば教えてください。

○梶藤契約管財課長 今年度行っております基本設計の中で、検討会議を設けたり、住民の意見を聞く場を設けております。大体9月、10月頃でそういうもの、というのも交流広場というのはもうありましたので、その中での活用というのを執行部内で考えたりして、そういう図書的な

ものを置くのは非常にいいことだなあとという形での図書コーナーという表現が出てきたと考えております。

○石原委員 旧アルファビゼンの跡地整備に関してなんですけど、いつぞや農政水産課のページから拝見したんですけど、備前市の公共建設に係る岡山県産材、木材を積極的に使っていきましようというような方針をお見かけしたんですけども、3,000平米以下であればもう何かずばっと努力するとかじゃなくて、もう木造化を図るみたいな感じで方針が載っておったんですけど、今想定されとる程度の施設建設においてはそういう形でしっかりと岡山県産の木材を活用してという方向でいかれることになるんでしょうか。

○梶藤契約管財課長 基本的に岡山県産材を積極的にということまでは考えておりません。ある程度の大空間でありますので、通常の木材という形での活用というのは難しいかなあと。造作物とかというものの活用はできるかなあと考えております。

○石原委員 また、所管が違うんか分かんなんですけど、だからそういうような方針が示されとる上で僕なんかふと思いつくのに、木の温かみのあるような施設のほうが目的にはふさわしいんじゃないかなあとも思いますし、それから数十年後に今度また施設、建物も傷んでくるわけで、僕らはもう生きてないんですけど、今度はまた次の世代が今度はその次を考える時代がまた訪れるわけで、そういう中で建設にかかるコストの比較も必要でしょうし、それから逆に解体をする、処分をするときのコストであったり、労力であったり、手間であったりということまでを思い描いて、そこの方針だけ見れば可能な限り今後木材をしっかりと積極的に活用していくと読み取ったんですけども、現時点では造作物とか内装とかという範囲でお考えかなあという捉えでお聞きしたんですけど、方針はそういう形でありながらも今の課長のお話ですと研究、検討は必要でしょうけれども、積極的にどこまで取り組まれるのかなあという思いでおるんですが、その辺もうちよっとなら教えていただければ。

○梶藤契約管財課長 積極的に県産材をというような方針があるのではないかなあというような話なんですけど、今のアルファの基本設計の段階でそこまでの積極的な活用というのは考えておりませんので、また農政水産課にも確認いたしまして、今の範囲で活用できることをまた検討には上げてまいりたいと思います。

○掛谷委員 石原委員の話、結構かと思えます。もう一つ考えるのは、CLT建材ですね。要するに、合板材を使うことによって強度は抜群にあるわけなんで、それを使えば補助金が出るというのもあるんですよ。だけど、合併特例債と二重でできるかどうかよく分からないんですけども、ぜひそういうなのも使っていけば今の時代には、特にまたそれが補助金でまた出ればありがたい。多分、二重の補助金は出んのじゃないかなあと思うたりするんですけど、そのあたりも検討してはどうかと思いますけど。

○梶藤契約管財課長 CLT材を活用しての補助金というのものもあるんじゃないかなあというような委員からの御提案もありました。補助金について非常に財政上必要なものでございますので、資

材の変更によりそういうものが生じるというのも研究して、極力補助金を活用して施設の建設ができるようなことを検討してまいりたいと思います。

○川崎委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○尾川委員 職員の採用、給与、特に保育士の処遇というか、まず今年の退職者はどの程度、実態はどういう採用状況というか、退職とか採用とかというのを総務課長に聞きたいんじゃないけど。ここはこれで聞いてもええんかな。

○河井総務課長 採用と退職、保育士、保育教諭の部分ですけれども、今年度末で退職を今見込んでおるのが、正確な数字手元へ持ち合わせておりませんが、10名程度おったと思います。

4月採用予定、新年度採用予定は7名ということになっておりますので、実質では正規の職員の数でいうと3名程度の減ということになります。ただ、退職の中にも定年退職等にて再任用で来ていただけるという方もいらっしゃいますので、実質の減はそこまでにはならないだろうとは思っておりますけれども、トータル的には正規職員とすれば減となるかと思えます。ただ、それを補うべく会計年度任用職員という形での採用を担当課のほうでも努力をいただいておりますので、総トータルの職員数では大きく遜色はない形になりはしないかなとは思っておりますが、会計年度任用職員につきましては引き続き現在も募集中でございます。ですから、その状況にもよりますが、まだまだ厳しい状況は今後も続いていくのかなとは感じております。

給与面につきましては、担任を持っていただくような会計年度任用職員については令和2年度から正規職員と同様に保育手当を支給するというような形も取っておりますので、幾らか処遇改善という面ではできているのかなとは思っているところでございます。

○尾川委員 要するに現場が結構給料上げりゃあ定着率が上がって、採用もしやすくなる、そら一流企業と同じようにようけ出しやええんか、あまり出しよると現職員の影響もあるしということがあるんじゃないけど、もうちょっと学校教員との比較とか、比較するところはねえ。私、何で保育士の処遇というのは給料が安いかなあと、そればあ考えよんですけど、どうも大体想像つき出したんですけど、もう今は時代が変わってきて、学校教員と同じぐらいの処遇ぐらいするような、そら国や県の話や言うかも分からんけど、備前市ももうそういう優秀な保育士集めてしっかりした子供を育てていくという考え方に、総務課長がしっかり旗振ってええ人材与えるから幼児教育課長はしっかりせえよというぐらいのことを考えてやってもらいたいと思うんですけど、そういった少しは処遇の改善というのを、全くもう今でええわ言よんか、それともある程度問題意識持ってもらえるんか、その点をお聞きしたいんですけど。

○河井総務課長 委員御指摘の、例えば給与面で条件が悪いからうちを退職していくという理由ではないと感じております。諸般の家庭の御事情とかという形での退職を選ばれていると私は退職のときにはお話を伺っております。給料が低いからよそへ行きますというふうな話では伺っておりませんし、若い職員であれば結婚を機に住居が遠くなりますので、退職してまた新たな居住

地のほうで同様の職種に就かれるということがございます。ですから、一概に処遇面だけではなくて、今後幼児教育課も新年度からICT化を進めて事務負担の軽減とかにも取り組んでいく方向を出されているようですので、そういった形で保育士さんのフォローをまずできるところをやっていくのが今の状況ではいいのかなと思っております。

ただ、毎年採用募集、令和2年度で申し上げますと保育士、保育教諭につきましてはこの1年3回採用試験をやりました。それでも、応募者が総体的に少なくなっている現状はございます。以前のように応募してくださる受験生の方が多い状況ではないという状況で、これは他市町でも同様の状況にはなっています。ですから、その中でいい人をできれば採りたいという努力をしておりますが、なかなかそこに至っていないというのが現状でございます。

○尾川委員 要するに総務課長は給与面の問題じゃねえと。それじゃあ、何が問題なんかというのをまた機会あったら教えてください。とにかく現場としたらなかなか雇用につながらんと。能力不足で続かん場合もあるし、能力あり過ぎて現場に合わん場合もあろうし、いろんな働き方とか、働きがいとか、生きがいとかを感じるか、感じんか、いろいろあると思うんじやけど、その辺の全体的な処遇とか、職場の雰囲気、そらそんなこと言うたら本体のほうもそうじゃと言われるかもしれんけど、もっと関心持ってもらて。これが正しいかどうか分からんですけど、新卒で採用されて行政職に入って、保育園の先生をして、定年になってみたら退職金が大きな違いがあるし、それは本人の能力の違いがあったり、いろいろあるから、何十年もたちやあ差が出てくる。だけど、びっくりしたという話を聞いたこと、私も行政職しよった人は何ぼ退職金をもらたんとかというふうなことを聞いたわけじゃないんですけど、そういう面の切り口でひょっと保育士の処遇というのを見詰めてもらって職場環境というんか、そういう問題も。給料が安くても働きがいがあったら働くと私らよう言われよったですけど、ある程度裏づけも要るけど、その雰囲気、管理職のスタンス、いろいろとあるんで、そういう全体的な労働環境とか、そういう面の見方を少しは総務課長からまた違うた目で見ても、少しでもええ処遇がどこにあるかというのをやってもろて、退職者多いということなんで、そのあたりを少しは改善してもらいてえなあという願いがあるんで。もう少し日を当てちゃって、そりゃあ本体のほうも人も多いんじやからあれじゃけど、そういう面でぜひ処遇、全体的な労働条件というものについて考えてもらいたいなあと指摘させていただきます。答弁よろしいです。

○川崎委員長 ほかにはどうでしょうか。

○石原委員 ふるさと納税についてお願いしたいんですけども、さきの一般質問の答弁でも今年度前年度比コロナ禍もありながらという中ですけど、比べればかなり増額しとるといような答弁もあって、頑張るとられるんだなあと改めて感じたんですけど。ここでは企業版のふるさと納税について御示唆いただければとは思いますが。企業版はこれまでもたしか備前市においても里海・里山事業なんかの場面で活用がなされたと、実績はあったとは思いますが、あの企業版というのは地方創生に関するような事業に対して、国から認められた事業に対し

てということなんですけど、それは別にハード事業、ソフト事業にかかわらずという捉えでいいんですかね。

○桑原企画課長 石原委員のおっしゃるとおり、ハード、ソフト関係なく総合戦略、地方創生の総合戦略に基づくものであれば可能ということで。以前は委員おっしゃったように里海・里山のように個別の事業で申請をしておりましたが、一部改正があり、今年度総合戦略に基づく包括的なものであれば可能ということで、備前市においても地域再生計画ということで申請をし、認定を受けておりますので、その部分に係るものであれば企業版として事業が実施でき、給付を受けられるというところでございます。

○石原委員 すいません、それからクラウドファンディングとごっちゃになったりしてしまうところもあるんですけど、じゃあこういう事業に企業版でお願いしますというときに、寄附の期限の設定というたりするのはどうなるんですか。

○桑原企画課長 基本的には単年度単年度になってこようかと思えます。ただ、申し訳ないです、詳しい資料を持ってないんですけど。基金へということも可能ではあるんですけども、その基金、一般の基金と違ましてその事業に充当するっていうことが確実であったり、その要件というのが細かく国からも示されておりますので、基本的には単年、翌年度にこういう事業を実施し、寄附額を幾ら充当しましたっていうものを毎年度国に報告する必要がございますので、基本は単年度ということになってこようかと思えます。

○石原委員 クラウドファンディングなんかだと設定された期限で目標金額が集まらなければたしかもう御破算に一旦なるんですかね。ですけども、これについてはもう企業版なんで、寄附が集まろうが、集まらまいが、計画の中で、戦略の中でこの事業で備前市はやっているところ、じゃあこの事業に対して全国の企業の皆さんいかがですかという形なんでしょうけど。ですので、彦根市なんかスポーツ施設の整備に充てる、目標金額1億円とか、それから佐賀県鳥栖市でもサッカースタジアム整備に充てさせていただきたいということで、目標額10億円というようなことを設定されて頑張ってもらえるんですけど。クラウドファンディングのように集まらなかったから、不調だったからじゃあその事業をもう一回考え直しますじゃなくて、もう絶対に確実にやる事業に対して寄附が幾らであろうが備前市はやる、絶対やる事業に対して寄附を集めるということがいいんですかね。

○桑原企画課長 基本的にはおっしゃるとおりやる事業になってこようかと思えます。企業版の場合、御寄附をいただく場合、この事業にということを明確に申込みいただく際に記入をいただくといいたいでしょうか、この事業にということで特定をされますので、途中でその事業がなくなってしまうと、じゃあその事業で頂いたお金はどうするのっていう話になってこようかと思えますので、基本的には事業を我々が組立て、それを企業さんに売り込み、御納得いただいたものに対して御寄附をいただくというのが基本にはなってこようかと思えます。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、個人のほうですけど、いつぞやかなり細かく返礼品の実績をお出しいただいたことがあって大変分かりやすく参考になったんですけど、また今年度閉じた後でも結構ですんで、可能な範囲でまた実績もお教えいただきたいのと、恐らく例年どおり果物、海産物、口にされるものが件数でいえば上位を占めるような状況なんでしょうけれども、また改めて分かりやすいような形でお教えいただけたらと。これは要望をお願いします。

○掛谷委員 クラウドファンディングはちょっと置いて、ふるさと納税。要は、ふるさと納税で指定をされてないんで残っているものは結構あると思います。額的に言うたらかなりの何十%はあると思いますね。それで、今の企業版の話もそれは指定をされずに企業版ふるさと納税をやるのも当然これはオーケーなのか、オーケーじゃないのか、まずは。

○桑原企画課長 先ほども申し上げましたが、企業版につきましては事業を確定する必要はございますので、指定なしといった部分の御寄附はお受けできないということでございます。

○掛谷委員 分かりました。それから、クラウドファンディングは、これはもうもちろん指定が当然あってしかるべきなことなんだけど、有効な手段だと思う。ただ、その事業をやる際に集まるのか、集まらないのか、そういう事業内容がこれやってもこれは見通しがつかんようなものを上げてみてもそれは笑われるだけになってしまうと思います。そういう意味では、大変集まりやすい、また備前市に合ったそういう賛同していただけるようなものじゃないとなかなか上げられないとは思いますが、しかしながら、有効な手段なんで、各部署単位ぐらいでしっかり考えて、それ全部署から出ればいいんですけども、そうはいつでも事業の中身をよく考えて出さないとそれこそ笑い物になりますから。ただ、積極的にクラウドファンディングやっついこうというのをどういうふうに来年度特に取り組んでいくかなあというのは気になるころなんですけど、これから見通しについては。

○桑原企画課長 おっしゃるように、非常にいい制度だとは思いますが。ただ、クラウドファンディングをしますということでサイトに上げただけではなかなかお金が集まらないというのは実際のところでございます。今年度も猫の関係と蕃山と行い、最終的には目標額には達しておりますけれども、かなり担当課含めて苦勞しております。なので、有効な手段であることは十分認識はしておりますが、それをどうアピールしていくかっていうところは非常に難しいところであり、そこが肝になる部分かなあとは思いますが。積極的に可能性があるものについてクラウドファンディングは進めていきたいとは思いますが、ターゲットをどう絞って、どうPRしていくかっていうところまで初期の段階で検討していく必要はあるとは考えております。

○川崎委員長 ほかにいかがですか。

○尾川委員 重点施策の概要でハザードマップの作成事業があるんですけど、この作成スケジュールを見たらこれからのような感じがするんですけど、意見をお伺いしたいのが、各地区によっては結構防災対策をやって、防災マップとハザードマップは違うかも分らんですけど、その辺との整合性というのはどういう考えなのか、お聞きしたいんですけど。

○大森危機管理課長 ハザードマップについては、令和3年度当初予算で計上させていただいております。今回、ハザードマップについて作成しようと思っておりますのは、風水害編と地震編と2種類のハザードマップを作成しようと思っております。現在のハザードマップは2万5000分の1で作成しております、災害に対する考え方が変わってまいりまして、まず自分の住んでいるところにどういうハザードがあるのかというのを最初に確認をして、安全であれば避難しなくてもいいですよという形になっております。今回のハザードマップについては、1万5000分の1程度で備前市を10分割か11分割をして、今であれば土砂災害のデータとかは出ていますし、それらを含めた最新の情報で整備しようと思っております。それを基に地区のほうで自主防災組織の中でそれに書き加えてもらえればいいのかなどは思っております。

○尾川委員 例えば風水害編ということで事業費が上がるとんですけど、風水害というのはどういふうなことが。要するに、浸水、高潮というんですかね、その辺津波というほどじゃないんですけど、浸水の辺はどの程度考えられて記載されようとしとんか、概略が分かれば考え方を教えてもらえたら。

○大森危機管理課長 風水害については、浸水想定区域のほうと土砂災害のほうとすいません、予算審査のほうだと思ったので、今手元にないんですけど、もう一つぐらいを風水害のほうに上げようと思っているんです。浸水想定については、L2の分が吉井川、金剛川、八塔寺川と出ていますので、そちらの分を明記してハザードマップを作成したいと思っております。

一番大きい点は、ハザードマップについては表面と裏面とA1サイズで作ろうと思っております。表については避難に関する情報とか、マイ・タイムラインとか、いろいろな統一的なものを載せます。裏面については備前市の地図を10分割して載せるという形で考えております。

○尾川委員 この説明、事業背景、目的には見やすい縮尺と、これで気がかりなのは今まで配付されとったハザードマップを見るとどっちかというたら、自分らが住んどるところがあまり見えん、地図が切れたりするようなことがあって個人的には見にくいなあと思うんですけど、この見やすい縮尺というのは、今話を聞きよったら縮尺だけの話かなあというふうに。もっと住居というか、自分らが住んどるところを、エリアを中心な絵にしてもらえたらなあ。山も土砂崩れがあるんですけど、自分らが住んどるところがどうなるとか。岡山市のハザードマップを学区区ぐらいなやつを見たら書き過ぎかなあというぐらい書いとんで、どこへ住みやあええんならというぐらいな感じに取れる面もあるんですけど、これだけのお金をかけるんでもう少しええようにしてくれると信用はしとんですけど、縮尺だけに限らずもっと見やすいハザードマップを作ってもらえたりという考え方でしてもらいてえなあ、漠然とした話で申し訳ないんですけど、その辺を説明してもらえたらと思うんと、それからどう進行しとるとか、細かいことまで出せという意味じゃなしに、こういう進行状況ですよというのを委員会で適宜報告してもらえたら助かるんですけど。その点お願いやら、それから意見を聞かせてもらえたらと思うんで。

○大森危機管理課長 地図については、今は国土地理院の地図を基に2万5000分の1でめく

るような形の地図になっているので、地図が切れていると、見にくいと思うんです。今度は、今都市住宅課のほうで備前市全体の分の地形図をやり直してもらっています。そちらの地図を基にハザードマップを作ろうと思っているんです。だから、多分大分見やすくなるのと、多分今は自分の住居がどこにあるかもなかなか特定しにくいような状況の地図になっておりますので、今の分の単純に倍ぐらいなスケール感と、新しい地形図を基に作るので、現況の家屋等も入ったような地図でいけると。あと、見せ方についてもこの当時よりはいろいろ変わっていますので、見やすい地図をとにかく作りたいと思っています。

2点目の進行状況については報告をさせていただこうと思います。

○尾川委員 ぜひ置いとこうかなあというようなハザードマップを作ってもらいてえなあ。どこへ行ったか分からんようなハザードマップじゃあこれだけの金かけて、補助金出る出んは別にして、税金使いよるわけじゃからそういう狙いでやってもらいたいなあ。お願いします。

○掛谷委員 関連しますけども、2点。これは専門性が高いんで、基本的には職員ではおやりにならない。専門の委託業者にされるんじゃないかと思われま。これが1点。

もう一つは、これができたら紙ベースでA1を住民に届けることですが、尾川委員の言うように自分の住んでいるところを詳しく知りたいわけですが、全体も必要ですけども。その辺のところ大事なポイントであるんで、各地区、3地区が、2地区が一緒でもいいかも分かりませんが、できるだけ自分が住んでいるところが分かりやすい、そういうところを重視してもらいたいんが2点目。

3点目は、ネット上でそれがいつでも確認できると。浸水なんかはもう国土交通省が既に出していますから、ネット環境に実際あるわけです。地震もあるんかも分かりません。これができたらSNSなりホームページとか、そういうネット環境とのリンクはあるのかどうか、それについてしていくのかどうか。

○大森危機管理課長 まず、1点目については委託で作成をしたいと思っています。

2点目の紙ベースについてなんですが、これはA1で小学校単位ぐらいで分けて、基本的には見やすい地図を作りたいと思いますので、備前の方においては備前と、出来上がった後には全戸配布のときに広報に折り込もうと思っているんです。地区別で備前の方については備前と吉永の北側と日生というような形で、地区をダブって配付できればなあとは思っております。

あと、ネット上については当然公開いたしますので、地図を分けて作成する、10区画に分けて作成する分が全部入ったのがネット上で公開されると思っています。

○掛谷委員 1点だけ。こういった専門的なものについてはもう何社もないとは思いますが、もうこういう専門の業者というのは何社もあるんですか。どういうところを考えておられますか。

○大森危機管理課長 基本的には土木コンサルで地図を扱うような業者であれば作成は可能だと考えております。市がハザードを作っているものはほぼほぼないので、県の情報をいただいてそ

れを重ねて表示するような形に、県とか国の情報をいただいてそれを重ねて表示して見やすいような地図を作るというようなイメージであります。

○川崎委員長 いいですか。

ほかにはどうでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、今日はこれで終わっていきたいと思うんですけど、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務産業委員会、閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 53 分 閉会